

各位

みずほ信託銀行株式会社

「くみずほ」の暦年贈与信託（想いの贈りもの）取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：中野武夫）は、2014 年 12 月 26 日より、当行が贈与の意思確認や資金の振込を行い、お客さまの贈与手続きをお手伝いする「くみずほ」の暦年贈与信託（想いの贈りもの）の取扱いを開始いたします。

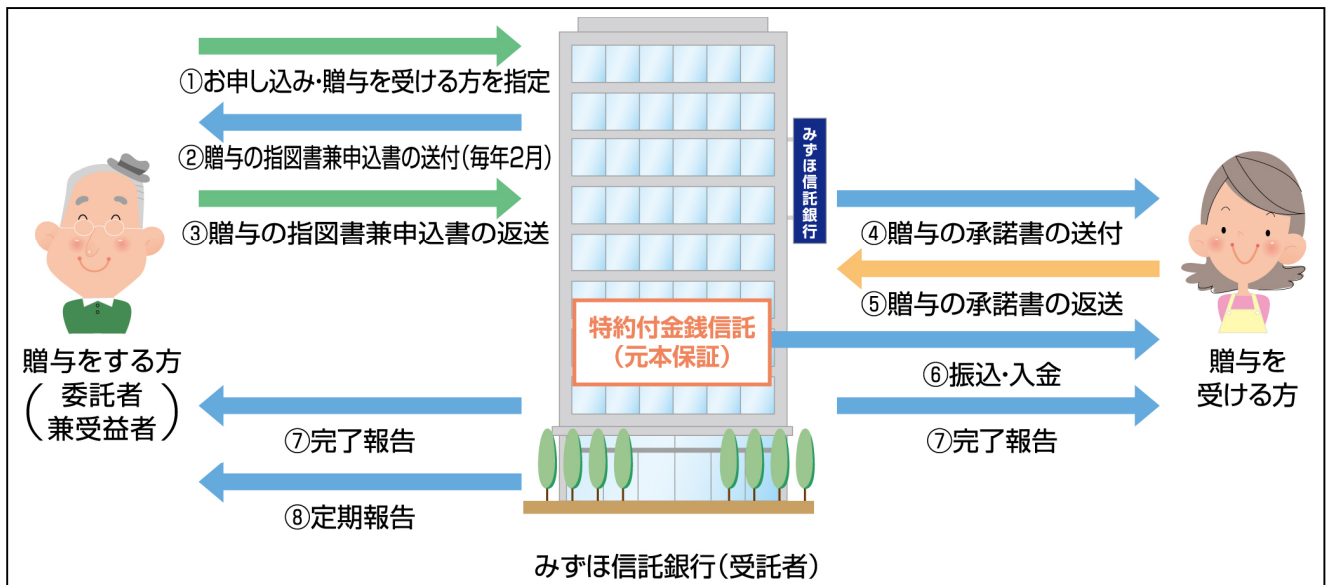
「くみずほ」の暦年贈与信託（想いの贈りもの）は、当行が、お客さまから信託していただいた金銭（信託財産）を、安定的に管理・運用しつつ、お客さまからの贈与の意思表示・指図に基づき、当該信託財産の払出および贈与を受ける方の指定口座への振込・入金を行う商品です。毎年一定の時期に、当行からお客さまに、贈与に関する所定の書面をお送りいたしますので、贈与手続きを失念することなく確実に行うことができます。

みずほ信託銀行は、今後も信託機能を活用した商品・サービスを通じて、財産の管理・運用・承継に関する幅広いニーズにお応えしてまいります。

1. 商品の概要

1. 商品名	くみずほの暦年贈与信託（想いの贈りもの）
2. ご利用いただける方	個人のお客さま（国内に居住しているお客さま）
3. 商品の仕組み	・お客さま（贈与をする方）は、本商品お申込時に、今後贈与を受ける方の候補を受贈候補者（※）としてご指定いただきます。 （※）受贈候補者 ・お客さまの3親等以内のご親族で、国内に居住している方からご指定いただきます。なお複数名のご指定が可能です。 ・受贈候補者は、当行所定の手続きにより、追加、変更を行うことができます。 ・お客さまは、原則として年に1回、贈与手続きを行うことができます。 ・当行は、当行所定の書面を通じて、お客さまと贈与を受ける方との贈与手続きを行います。
4. 信託金額	500万円以上5,000万円以下（1円単位）
5. 信託期間	5年以上30年以内
6. 支払方法	・贈与を受ける方に、信託財産の一部または全部を、当行所定の支払日に贈与を受ける方名義の口座（みずほ銀行・みずほ信託銀行の普通預金）への振込・入金によりお支払いします。 ・贈与手続は、贈与を受ける方お一人あたり1回10万円以上1万円単位とさせていただきます。

2. 仕組み



- お客さまは、当行に金銭を信託し、お客さまを委託者兼受益者、当行を受託者とする信託契約を締結していただきます。
- 毎年2月、当行よりお客さまに贈与の指図書兼申込書をお送りいたします。お客さまは、贈与を受ける方への贈与を当行に指図いただきます。
- 当行は、お客さまから贈与の指図をいただき、贈与を受ける方に贈与の内容および贈与を受けるご意向を確認します。
- お客さまからの指図、贈与を受ける方のご承諾をいただいたのち、当行は信託財産を贈与を受ける方の指定口座（みずほ銀行・みずほ信託銀行の普通預金）に無料で振込・入金します。
- 当行は、お客さま、贈与を受ける方に完了報告を作成し、お送りします。

以上